平成２４年（フ）第１２１４号
埼玉県川口市芝4896番13号
破産者　株式会社浜勢
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
千葉県我孫子市寿１丁目13番９号
破産者　中村　貴子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５８４号
千葉県流山市前ケ崎２番地の７
破産者　長谷川雄一
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７６０号
東京都大田区山王４―19―９―202、住民票上の住所東京都大田区山王４丁目33―12
破産者　梨本こと　上田　靖子
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２９号
愛知県岡崎市福岡町字下高須29番地２
破産者　有限会社宝山開発
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９２０号
大阪府東大阪市長堂３丁目２番10号
破産者　株式会社大黒屋
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０７４号
大阪府枚方市長尾元町６丁目１番15号
破産者　有限会社長尾開発
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５９１号
大阪市西区西本町２丁目４番19号
破産者　有限会社グッドフェローズ
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６号
大阪府茨木市主原町10番30号
破産者　有限会社トダカ住研
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福岡県嘉麻市山野1278番地17
破産者　有限会社横山電音
1　決定年月日　平成24年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４４０号
岩手県八幡平市松尾寄木第27地割140番地
破産者　緑化土木有限会社
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６４号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目３番地17
破産者　ティーゲイン株式会社
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３４６８号
東京都港区赤坂１丁目１番17号
破産者　社団法人日本音楽家協会
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８８２１号
神奈川県横浜市中区寿町２丁目８－６―310
破産者　廣沢　秀幸
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９４１号
東京都豊島区池袋２丁目53番13号
破産者　株式会社旅太郎
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１８２５号
神奈川県厚木市愛甲960―１　朝日コーポ102
破産者　鈴木　貴子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１７号
横浜市南区共進町１丁目27番地１
破産者　有限会社内外電設
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４号
福井市河水町第４号10番地
破産者　ソーイング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
岐阜県美濃市笠神1237番地の１
破産者　株式会社古田建工
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６７号
最後の住所岐阜県美濃市笠神136番地
破産者　被相続人亡古田勉相続財産
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２１号
高知市塩田町15番21号
破産者　有限会社二番
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩郡さつま町白男川1213番地１、前住所兵庫県神戸市東灘区本庄町２丁目13番６号
破産者　富園美津子
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係